

## 査読基準

### ①倫理的配慮

1. 対象者に対して内容および結果の公表などについて説明し、対象者の意思で参加の諾否が決定され、承諾が得られた旨が明記されているか。
  2. 対象者の判断能力が低下していると考えられる場合（重度の認知症患者、急性期の精神障がい者、重度の意識障害のある者など）は、本人に代わる重要他者からの承諾が得られた旨が明記されているか。
  3. 対象者への侵襲や介入もなく診療情報・インシデントレポートなどの既存情報を用いた研究（チャートレビュー）などについては、研究の目的も含めて、研究の実施についての情報を公開（オプトアウト）し、さらに拒否の機会を保障することの開示の方法について明記されているか。
- 上記1～3のいずれかを述べられているか。
- 利益相反関係の有無について明記されているか。
- 目的は倫理にかなったものか。
- 実施された看護内容が倫理にかなったものか。
- 個人情報保護に配慮した表記になっているか（事例研究では、特定の年、日を表記せず、X年5月などと記載されているか。ただし、文献研究については研究期間を明記する）。

### ②内容の価値性

臨床現場の看護活動または教育研究活動により影響を及ぼすと期待できるものであるか。

上記①、②を1つでも満たしていないければ「不採用」とする。

上記①、②を満たしているものは「採用」あるいは「条件付き採用（一部修正）」とする。

以下の点について、論述の修正が必要な場合は、1回の修正で訂正が可能な場合は「条件付き採用（一部修正）」とし、修正点とその理由を明示する。それ以上の修正が必要な場合は「不採用」とする。修正点がなければ「採用」とする。採用の場合は理由の明示は求めない。

### 査読のためのその他の評価点

- タイトルは内容を的確に表しているか。
- 動機、背景、意義が述べられているか。
- 目的が明確に述べられているか。
- 対象が明示されているか。
- 「方法」において、実施した場の特徴や期間、データ収集の方法が述べられているか。
- 「結果」において、結果の示し方は適切か。
- 「結果」において、結果の内容は目的や方法と一致しているか。
- 「結果」において、事実を述べているか。
- 「考察」において、得られた結果についての考察が述べられているか  
(結果で述べられていないことが考察で述べられていないか)。
- 「考察」において、結果の解釈は目的に関連して述べられているか。
- 「考察」において、考察全体が論理的で一貫性があるか。
- 残された課題、問題点が吟味され述べられているか。
- 全体としてわかりやすい文章であるか。
- 全体を通して理論的かつ論理的で一貫性があるか。
- 文献の表記は投稿規程にそっているか。
- 用語に不統一はないか。